

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第66号

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第24条 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第8条第1項、第9条の5第1項（廃棄物処理法第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは第15条第1項の許可を受けようとする者又は廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第27条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第24条第1項若しくは第2項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出をしたとき。</p> <p>(2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第</p>	<p>(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第24条 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第8条第1項、第9条の5第1項（廃棄物処理法第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは第15条第1項の許可を受けようとする者又は廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第27条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第24条第1項若しくは第2項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく届出をしたとき。</p> <p>(2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第</p>

15条の2の6第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の5  
の規定に基づく届出をしたとき。

(3) [略]

2～4 [略]

15条の2の6第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の5  
第1項の規定に基づく届出をしたとき。

(3) [略]

2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。